

平成二十四年三月十六日受領
答弁第一二五号

内閣衆質一八〇第一二五号

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出PKO派遣の際の武器使用基準の緩和等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小野寺五典君提出PKO派遣の際の武器使用基準の緩和等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）については、国際平和協力業務の範囲及びこれに従事する自衛官の権限を含め、国際連合平和維持活動等に対する協力の在り方全般にわたり、法改正の要否を含め検討を行っているところであるが、検討の内容及び今国会への改正案の提出の可否について明らかにできる段階には至っていない。

なお、国際連合南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊等の派遣については、現行法の枠内で対応可能と判断しているところである。

四について

お尋ねは、議員立法として提案された法案に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。